

第二十五章 規制の整合性

第二十五・一条 定義

この章の規定の適用上、

「対象規制措置」とは、各締約国が、第二十五・三条（対象規制措置の範囲）の規定に従い、この章の規定の対象となると決定した規制措置をいう。

「規制措置」とは、この協定の対象となる事項に関連する一般に適用される措置であつて、規制機関によつて採用され、かつ、遵守することが義務付けられているものをいう。

第二十五・二条 一般規定

1 この章の規定の適用上、「規制の整合性」とは、国内政策の目的の達成を円滑にするための規制措置の企画、立案、発出、実施及び見直しの過程において、並びに当該目的を推進し、かつ、国際貿易、国際投資、経済成長及び雇用を促進するための規制に関する協力を推進する政府全体の努力において、規制に関する良い慣行を用いることをいう。

2 締約国は、次の事項の重要性を確認する。

- (a) 締約国間の物品及びサービスの貿易並びに投資の増大を円滑にすることについて、規制の整合性を通じてこの協定の利益を持続させ、及び増大させること。
- (b) 各締約国が、適当と認める段階において、自国の規制の優先事項を特定し、並びに当該優先事項に取り組むための規制措置を定め、及び実施する主権的権利
- (c) 公共政策の目的を達成する上で規制が果たす役割
- (d) 規制措置の策定において利害関係者の意見を考慮すること。
- (e) 締約国間で規制に関する協力及び能力開発を進展させること。

第二十五・三条 対象規制措置の範囲

各締約国は、速やかに、かつ、この協定が自国について効力を生ずる日の後一年以内に、自国の対象規制措置の範囲を決定し、公に入手可能なものとする。各締約国は、当該対象規制措置の範囲を決定するに当たり、相当な範囲を対象とすることを目標とすべきである。

第二十五・四条 調整及び見直しの手続又は仕組み

1 締約国は、規制措置を策定する手続に関する機関相互間の協議及び調整を進める国内の仕組みを通じて

規制の整合性を円滑に実現することができることを認める。このため、各締約国は、対象規制措置の案に関する機関相互間の効果的な調整及び見直しを円滑にするための手続又は仕組みを自国が有することを確保するよう努める。各締約国は、この目的のため、国内又は中央の調整機関を設立し、及び維持することを検討すべきである。

2 締約国は、1に規定する手続又は仕組みが、各締約国の事情（開発の水準並びに政治的及び制度的な構造の相違を含む。）により異なり得るが、一般的に主要な特性として次のことができるべきであることを認める。

(a) 対象規制措置の案の策定がどの程度規制に関する良い慣行（次条（規制に関する中核的な良い慣行の実施）に規定するものを含めることができるが、これらに限定されない。）に従って行われているかを決定するため当該対象規制措置の案を見直し、その見直しに基づく勧告を行うこと。

(b) 機関全体において、潜在的な重複を特定し、及び両立しない要件の設定を防止するため、国内の関係機関間の協議及び調整を強化すること。

(c) 規制に関する制度的な改善について勧告を行うこと。

(d) 見直しが行われた規制措置、規制に関する制度的な改善のための提案並びに1に規定する手続及び仕組みの変更に関する最新の情報について、公に報告すること。

各締約国は、一般的に、1に規定する手続又は仕組みの説明を含む文書であって、公衆が入手することができるものを作成すべきである。

第二十五・五条 規制に関する中核的な良い慣行の実施

1 各締約国は、関連する規制機関が対象規制措置の案であって自国の定める経済的な影響（適当な場合には、規制による他の影響）の基準を超えるものを策定する場合には、自国の目的を最も良く達成するための措置の立案を支援するため、自国の法令に従い、当該関連する規制機関に対し規制の影響評価を行うよう一般的に奨励すべきである。規制の影響評価には、与え得る影響を決定するための一連の手続を含めることができる。

2 締約国の制度的、社会的、文化的及び法的な状況並びに開発の状況の相違により規制に関する取組方法が個別のものとなり得ることを認めつつ、締約国が行う規制の影響評価については、特に次のことを行うものとすべきである。

- (a) 規制の案の必要性を評価すること（問題の性質及び重要性について説明することを含む。）。
 - (b) 実行可能な代替案を検討すること。一部の費用及び利益については数量化し、及び金銭に換算することが困難であることを認めつつ、その検討には、実行可能であり、かつ、法令に適合する範囲内で、当該代替案に伴うリスク、分配に与える影響等の当該代替案の費用及び利益の検討を含む。
 - (c) 選択した代替案が効率的な態様により政策の目的を達成すると結論付けた根拠（適当な場合には、費用及び利益並びにリスク管理の可能性の記載を含む。）を説明すること。
 - (d) 特定の規制機関の権限及び資源の範囲内で、関連する科学的、技術的又は経済的な情報その他の合理的に入手可能な現行の最善の情報を利用すること。
- 3 締約国は、規制の影響評価を行う場合には、規制の案の中小企業に対する潜在的な影響を考慮することができると。
- 4 各締約国は、一部の措置が技術的事項に対処するものであること並びに当該措置を理解し、及び適用するために関連する専門知識が必要となることがあることを認めつつ、新たな対象規制措置が、明確に記載され、並びに明瞭であり、簡潔であり、十分に整理され、及び理解しやすいものであることを確保すべき

である。

5 各締約国は、自国の法令に従うことを条件として、関連する規制機関が、新たな対象規制措置に関する情報に公衆がアクセスする機会を提供し、及び実行可能な場合には当該情報をオンラインで入手可能とすることを確保すべきである。

6 各締約国は、自国の政策の目的を達成する上で自国の規制制度を一層効果的なものとするため、自国が実施した特定の規制措置が修正され、簡素化され、拡大され、又は廃止されるべきかを決定することを目的として、適当と認める期間ごとに、自国の対象規制措置を見直すべきである。

7 各締約国は、適当と認める方法で、自国の法令に従い、毎年、その後の十二箇月の期間内に自国の規制機関が発出することが合理的に予測される対象規制措置について公告すべきである。

8 各締約国は、自国の関連する規制機関が対象規制措置を計画する場合には、適当であり、かつ、国内法に適合する範囲内で、当該規制機関に対し、他の締約国の規制措置及び国際的な場、地域的な場その他の場における関連する進展を検討するよう奨励すべきである。

第二十五・六条 規制の整合性に関する小委員会

1 締約国は、ここに締約国の政府の代表者から成る規制の整合性に関する小委員会（以下この章において「規制整合性小委員会」という。）を設置する。

2 規制整合性小委員会は、この章の規定の実施及び運用に関連する事項について検討する。規制整合性小委員会は、また、将来の優先事項（この章の規定の対象となる事項及びこの協定の他の章の規定の対象となる規制の整合性に関連する事項についての潜在的な分野別の取組及び協力活動を含む。）を特定することを検討する。

3 規制整合性小委員会は、将来の優先事項を特定するに当たり、この協定に基づいて設置される他の小委員会、作業部会その他の補助機関の活動を考慮するものとし、活動の重複を避けるため当該補助機関と調整するものとする。

4 規制整合性小委員会は、規制に関する協力についての自己の活動が他の関連する場で進行中の取組に追加される価値を提供することを確保し、及び当該活動がそれらの場における努力を阻害せず、又は当該努力と重複しないことを確保する。

5 各締約国は、第二十七・五条（連絡部局）の規定に従い、他の締約国からの要請に応じて、この章の規

定の実施に関する情報を提供する連絡部局を指定し、及び通報する。

6 規制整合性小委員会は、この協定の効力発生の日から一年以内に会合し、その後は必要に応じて会合する。

7 規制整合性小委員会は、この協定の効力発生の日の後少なくとも五年に一回、この協定の利益を更に増大させるためこの章の規定を改善することを委員会に勧告するかどうかを検討することを目的として、規制に関する良い慣行の分野における進展、第二十五・四条（調整及び見直しの手続又は仕組み）1に規定する手続又は仕組みを維持する上での最良の慣行の進展及びこの章の規定を実施する上での締約国の経験について検討する。

第二十五・七条 協力

1 締約国は、この章の規定の実施を円滑にし、及びこの章の規定から生ずる利益を最大にするため、協力する。協力活動については、各締約国の需要を考慮に入れるものとし、次の事項を含むことができるものとする。

(a) 他の締約国との情報の交換、対話又は会合

- (b) 他の締約国の利害関係者（中小企業を含む。）との情報の交換、対話又は会合
- (c) 研修計画、セミナーその他の関連する支援
- (d) 規制機関間の協力その他の関連する活動の強化
- (e) 締約国が合意するその他の活動

2 締約国は、更に、規制に関する事項に係る締約国間の協力について、特に各締約国の規制措置に関する情報を一元的に入手することができることを確保することを通じて推進することができることを認める。

第二十五・八条 利害関係者の関与

規制整合性小委員会は、締約国の利害関係者が規制の整合性の推進に関連する事項についての意見を提供する継続的な機会を与えるために適当な仕組みを設ける。

第二十五・九条 実施の通報

1 各締約国は、この協定が自国について効力を生ずる日から二年以内に、及びその後は少なくとも四年に一回、透明性のため並びにこの章の規定に基づく協力及び能力開発の基礎とするため、第二十七・五条（連絡部局）の規定に従って指定した連絡部局を通じ、規制整合性小委員会に対して実施の通報を行

う。

2 各締約国は、自国の最初の通報において、この協定が自国について効力を生ずる日以降にとつた手段及びこの章の規定の実施のためにとることを計画している手段（次に掲げる手段を含む。）を記載する。

(a) 第二十五・四条（調整及び見直しの手続又は仕組み）の規定に従い、対象規制措置の案に関する機関相互間の効果的な調整及び見直しを円滑にする手続又は仕組みを設けるための手段

(b) 第二十五・五条（規制に関する中核的な良い慣行の実施）1及び2の規定に従い、関連する規制機関に対し規制の影響評価を行うよう奨励するための手段

(c) 第二十五・五条（規制に関する中核的な良い慣行の実施）4及び5の規定に従い、対象規制措置が記載され、及び入手可能とされることを確保するための手段

(d) 第二十五・五条（規制に関する中核的な良い慣行の実施）6の規定に従い、自国の対象規制措置を見直すための手段

(e) 第二十五・五条（規制に関する中核的な良い慣行の実施）7の規定に従い、予測される対象規制措置に関する毎年の公告において公衆に情報を提供するための手段

3 各締約国は、その後の通報において、直前の通報以降に自国がとった手段（2(a)から(e)までに掲げる手段を含む。）並びにこの章の規定の実施のため及びこの章の規定の自国の遵守の状況を改善するため自国がとることを計画している手段について説明する。

4 規制整合性小委員会は、この章の規定の実施及び運用に関連する事項を検討するに当たり、1の規定に従って一の締約国が行った通報を検討することができる。締約国は、その検討の間、当該一の締約国の通報の特定の側面について質問し、又は討議することができる。規制整合性小委員会は、第二十五・七条（協力）の規定に基づく支援及び支援を提供するための協力活動の機会を特定するための基礎として、通報に関する自己の検討及び討議を利用することができる。

第二十五・十条 他の章との関係

この章の規定とこの協定の他の章の規定とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該他の章の規定が優先する。

第二十五・十一条 紛争解決の不適用

いずれの締約国も、この章の規定の下で生ずる事項について、第二十八章（紛争解決）の規定による紛争

解決を求めてはならない。